

新規移住就業者家賃補助金のご案内

平成31年1月1日以後の市内就業に伴い、新たに賃貸住宅を借りた方に対し、家賃の一部を補助します。

最大 月額2万円 最長36か月（農林水産業就業の場合）

最大 月額1万円 最長24か月（就職・起業の場合）

最大 月額1.5万円 最長24か月（就職・起業の子育て世帯場合）

※子育て世帯：中学生以下の子どもを養育する世帯

【市内就業とは】

「市内において農林水産業に従事する」…農林水産業の収入をもって生計が成り立ち、または成り立つ見込みがあると市長が認めるもの。

「市内の事業所等に就職する」…雇用期間の定めのある就業については、1年以上契約する可能性があることと、所定労働時間が正社員と同じであることの証明が必要。

「市内において個人事業を営む」…市内で新たに起業等をする。

【補助対象者】（①～③のいずれかに該当し、④～⑧のすべてを満たす方）

<市内において農林水産業に従事する>

①**農林水産業新規就業者** 市が認定した農林水産業新規就業者（移住者）

<市内事業所に等に就職する・市内において起業する>

②**移住世帯** 転入前1年以上市外に居住し、平成28年4月1日以後に、市内に住民票を異動する50歳未満(事業認定申請日時点)の方（就学・転勤等による異動を除く。）

③**市外大卒者等** 市外の大学、短大、専修学校専門課程、高専を卒業・中退した方（卒業・中退の日から13か月経過していないこと）

④転勤者（本社が市内にある場合を除く。）または国、地方公共団体等の正規職員ではない。

⑤補助対象となる住宅に2年（農林水産業就業は3年）以上定住する意志がある。

⑥補助対象となる世帯全員が前住所地を含めた市町村民税等の滞納がない。

⑦公的扶助など他制度による補助金の交付を受けていない。

⑧暴力団員等ではない。

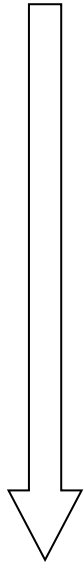
【その他の要件】

- 市内就業するために新たに賃貸借契約を締結した物件であること
- 公的賃貸住宅（市営住宅等）、社宅・官舎・社員寮等ではないこと
- 3親等内の親族が所有する住宅ではないこと
- 家賃の滞納がないこと

【手続きの流れ】

市内就業・賃貸借契約の締結

①事業計画認定申請 【申請者】 賃貸借契約日から3か月以内に次の書類を提出してください。

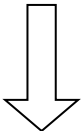


- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-6）
- 承諾書（別紙2-5）
- 賃貸借契約書の写し
- 世帯全員分の市税の未納がないことを示す証明書（納税証明書、完納証明書）

※該当者のみ

- 家賃内訳証明書（別紙3）
- 1年以上市外に居住していたことが分かる書類
- 市外の大学等の在学または卒業を証明する書類
（事業所に就職） 労働条件通知書の写しまたは就労証明書（別紙4）
（就農等） 所得を証明する書類または新規就業支援者であることを示す書類
（起業・開業） 登記事項証明書または開廃業届出等の写し
- その他市長が必要と認める書類

②認定通知書交付 【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。



※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

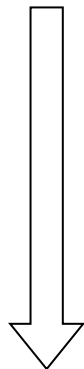
③家賃支払い



事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。

④補助金交付申請 【申請者】 次の書類を提出してください。(2年目以降も提出してください。)

(事業実績報告)



- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙6-6）
- 誓約書（別紙7）
- 家賃の支払いを示す書類の写しまたは家賃支払い証明書（別紙8）
- 給与所得のある世帯員全員の住宅手当支給証明書（別紙5）

※該当者のみ

- 労働条件通知書の写し又は就労証明書（別紙4）
- 所得を証明する書類又は新規就業支援者であることを示す書類
- 登記事項証明書又は開廃業届出等の写し
- その他市長が必要と認める書類

⑤交付決定通知書交付 【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。



○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑥請求



【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑦補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払います。